

全国的青年連絡組織 役員選出に関する規定（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、規約第8条第4項の定めるところにより、全国的青年連絡組織（以下、「本会」という）の役員選出に必要な事項を定めることを目的とする。

（役員の選任基準）

第2条 役員の候補者は、ユネスコ活動に深い関心をもち、青年の活動の重要性を十分認識し、役員としてふさわしい責任感を有する者とする。

- 2 役員の候補者は原則として総会へ出席が可能であることとする。
- 3 任期の途中で役員に欠員が出た場合は、補充しない。ただし、欠員により定数を欠く場合は、臨時総会を開催し、後任の役員を選任する。

（選出に係る事務の管理）

第3条 役員の選出に係る事務の管理は、選挙管理委員会が管理する。

（選挙管理委員会）

第4条 選挙管理委員会（以下、「選管」という）は、規約第11条の2の規定により組織される。

- 2 選管の委員の任期は、2年間を超えない範囲で会長が定める。ただし、重任は妨げない。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員は、会長を欠いた場合に任期が満了したときは、あらたに委員が任命されるまでの間、なお在任するものとする。
- 4 選管の委員長は、選管を代表し、その事務を総理する。
- 5 前各項に定めるものの外、選管の運営に関し必要な事項は、選管が定める。

第2章 手続

（選挙期日）

第5条 役員の任期満了に因る選挙は、役員の任期が終わる日の直前に開く総会において行う。

- 2 第2条第3項ただし書の規定による選挙は、これを行うべき事由が生じた日から60日以内に開く臨時総会において行う。
- 3 前各号の選挙の期日は、少なくとも50日前に告示しなければならない。

（選任の手続き）

第6条 役員を選任する方法は、次による。

- (1) 選管は、告示日の5日前までに、日本ユネスコ協会連盟（以下、「日ユ協連」という）事務局と連携し、選挙人名簿を作成する。
- (2) 選管は、選挙人名簿に登録された正会員（以下、「選挙人」という）に対して、選挙の期日とともに必要な告示を行う。
- (3) 役員の候補者となろうとする者は、当該選挙の期日の告示があった日から21日以内に、その旨

を選管が定める方法で選管に届け出なければならない。

(4) 選管は、前号の届出を受けて、役員候補者リストを作成し、選挙の期日の21日前までに会員に通知する。

(5) 総会は、決議により役員を選任する。

(選挙人名簿)

第7条 選挙人名簿は、正会員の名簿をもとに、選挙人名簿に登録される資格を有する者を調査・整理して作成する。

- 2 選管は、公正な立場から、登録者の重複の排除等を厳正に行わなければならない。
- 3 選管は、告示日から10日間、特定の者の選挙人名簿への登録の有無に関する照会に対して、相当な理由があると認めるときは、当該照会に応じるものとする。ただし、不特定多数に関する照会、または登録者氏名とその所属するユネスコ協会・クラブ以外の情報に関する照会には応じないものとする。
- 4 選挙人は、選挙人名簿の登録に不服があるときは、照会期間内に、選管に異議を申し出ができる。
- 5 選管は、必要があれば日ユ協連事務局と協議して、選挙人名簿の登録を訂正または抹消し、または選挙人名簿に補正登録して、当該登録者に対して直ちに通知することができる。

(役員候補者リスト)

第8条 選管は、役員候補者リストを作成するにあたり、役員の候補者となろうとする者が候補者の要件を満たしていること、かつ届出が本人のものであることを確認し、候補者の要件を欠く場合または届出に不備がある場合には届出を却下しなければならない。

(投開票)

第9条 役員候補者が、定員を超える場合には、投票を行う。各投票につき、1選挙人1票に限る。

- 2 投票にあたっては、選挙人の氏名を記載してはならない。
- 3 選管は、投票を管理・監督する。また投票終了後に開票し、結果を記録して、当選者を決定する。
- 4 選管は、投開票にあたり、投票の秘密が守られるよう最大限配慮する義務を負う。
- 5 投票が行われない場合には、総会は役員を承認する議案を決議する。

(役職の決定)

第10条 役員の役職は、役員の互選によって決定し、総会は、各役職につき選任する議案を決議する。

第3章 不服申立

(不服申立)

第11条 正会員は、選挙人の確定において重大な瑕疵があった場合、および選挙の公正が著しく損なわれた場合には、その事実を記した書面（電磁的方法を含む）をもって、選管に対して不服を申し立てることができる。

資料1－3

- 2 前項の申立があった場合には、選管は速やかに審査を開始し、必要な措置を決定して、その理由を付して会員に通知しなければならない。
- 3 前項の選管の決定に対しては、不服を申し立てることができないものとする。
- 4 第2項の審査の結果、選管が申立を事実と認めて選挙無効であると判断した場合には、再選挙を行わなければならない。

第4章 改正

(細則の改正)

第12条 この規則の変更は、総会の決議を経て行う。

付則

この規則は、2016年4月1日から施行する。